

評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針  
政策整理番号 11 循環型社会の形成

政策体系		県民満足度		評価原素										
政策番号	政策名	満足度(政策)		政策評価シート(A)										
		重視度	満足度	政策評価シート(A)	政策評価シート(A)の内容									
					政策評価シート(B)の内容									
分野	基本方向	政策	施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)	優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	政策評価シート(B)	政策評価シート(C)	政策評価シート(C)の内容	
													施策・事業展開シート(C)の内容	
1-3-4	循環型社会の形成						重視度	満足度						<p>【施策群設定:適切】大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムの定着により、ごみの排出量やエネルギー消費量が増加し、環境への負荷も大きくなっていることから、県が率先して、省資源・省エネ対策を推進するとともに、普及啓発活動を積極的に展開し、県民・事業者の環境負荷の少ない生活様式や事業活動への転換を促進する施策群となっており、政策を実現するためこれらの施策が必要である。</p> <p>【政策評価指標群:おおむね適切】県民自身が理解しやすい指標であり適当である。また、必要性を大とした施策で指標が設定されていない施策4,5についても設定の検討が必要である。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】政策全体の政策評価指標達成状況から「おおむね有効」、政策満足度結果から「おおむね有効」、社会経済情勢の点からは「おおむね有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							80	60						
					1日1人当たりごみ排出量	C								<p>【原関与・事業群設定:適切】本施策での県の役割は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援を行うことである。事業群は施策目的を実現するために必要な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性:有効】施策満足度は50、52.5、60と推移しており事業の有効性が認められる。しかし、政策評価指標「1人1日当たりごみ排出量」、「産業廃棄物排出量」は目標値と離れており事業の有効性は認められない。一方、事業成果として「みやぎエコファクトリー」の指定が延べ4件、リサイクル製品の認定が平成11年度の制度開始以来全45社60製品(H16年度:新規11社14製品、更新4社5製品、再認定3社5製品)となっており、効果が現れつつある。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】施策満足度の推移、事業成果からは効率性が認められるものの政策評価指標達成状況からは課題がある。事業費に対する業績指標の割合の観点では、例えばリサイクル製品普及拡大事業において、製品認定に係るカタログやパネルの制作費、展示会補助、マーケティングアドバイザー事業、安全性調査を実施しており、単純に経年変化での比較はできない。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
					産業廃棄物排出量	C	4位	11.5%	大					<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 ごみ処理に関する主体である市町村の取組や、産業廃棄物処理に関する主体である事業者自らの取組を一層促進するための施策を充実・工夫する。 市町村に対して、事業効率化の技術的支援やレベルアップ、情報提供等の支援を行う。 ごみ排出量は県民個人の意識で左右される。演劇や講習会などの各種行事を通じて環境教育や普及啓発を行い、県民の意識を「ごみ問題」に向け、県民の自主的な取組を促す。</p> <p>産業廃棄物排出量の削減についても、排出企業や業界に対し、産官学が連携した技術的支援体制の整備や情報の提供、再資源利用製品の普及や拡大による廃棄物の再資源化の誘導をセットで推進する。 循環型社会に不可欠なリサイクル産業の振興を図り、リサイクルシステム等の整備事業を推進する。</p> <p>【施策・事業の方向性】 環境負荷の少ない循環型社会を形成するには、廃棄物の排出量を低減しながら再生利用率を高めることが緊急の課題である。県は排出者による再資源化や廃棄物の資源として流通を促進するとともに、リサイクル産業の集中的な配置やリサイクル施設の設置を支援する。 県民の生活におけるごみの減量化は重要な課題であり、このままでは政策評価指標の達成が困難であるため、これまでの普及啓発活動の頻度や内容の拡大充実を図るとともに、制度の改善(条例、有料化)など、より効果的な施策の展開を研究・検討する。</p>

**評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針**  
**政策整理番号 11 循環型社会の形成**

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・以前から指摘しているとおり、施策1「排出量の抑制」、施策2の「リサイクル」、及び施策3の「適正処理の推進」は、事業や政策評価指標が重複している結果、評価内容を見ても各施策の関係がすっきり見えてこない。特に、施策が異なる「リサイクル」と「適正処理の推進」が同一指標で評価していることは問題である。</p> <p>・政策評価指標の排出量（一廃・産廃）の目標値は1997年の排出量レベルとしているが、全国平均と本県の推移とは大きく異なっており（全国は過去10年間ほぼ1100g/d・人程度で推移、本県は980 1100と増加傾向）、その要因を詳細に分析した上で目標値を設定すべきである。</p> <p>・政策評価指標の目標値と現況値にあまりに大きな離れがある場合は、達成可能なレベルへ変更することの検討も必要ではないか。</p>	<p>・施策1～施策3については、内容的に関係が深いものが多く、事業も重複しているものが多いため、同一指標で評価しているものとなっているが、今年度行っている「宮城県廃棄物処理計画の中間見直し」の中で現状分析や事業等を整理し、現目標値の変更や補完的評価指標の設定などを検討する。</p>	
4	<p>・施策目的達成には分別などの促進が重要であるが、それを強力に推進する事業が見当たらない。</p> <p>・ごみ排出量の実態データは、仙台市のように削減対策が効果的に実施されている地域とそうでない地域を分けて分析するなど十分に実態を把握した上での指導や支援が望まれる。</p> <p>・種類別の排出量推移などの現状分析と、廃棄物削減に向けた解析を積極的に行う必要がある。数字をもって事業実施の効果を評価されたい。</p>	<p>・一般廃棄物の分別の促進については、廃棄物処理法上一義的に市町村で行うこととなり、県としては、県分別収集促進計画を策定し、平成22年度までに全ての市町村で容器包装リサイクル法に基づく10区分の分別が行われるよう指導したところである。</p> <p>・このほか、「ごみ減量化・再資源化促進事業」として「ワークショップ」を通じた市町村への情報提供や先進事例の紹介、市町村が行う先進的事業への補助等をおこなっており、市町村の取組を支援している。</p> <p>・市町村別の現状分析や取組の状況については、「循環型社会形成推進計画」の策定作業の中で、整理・解析し、環境審議会への諮問やパブリックコメントの募集、ホームページ等を通じて公開すると共に、市町村とワークショップを通じて現状や問題認識を共有しており、今後の計画策定や事業等により支援、指導していく。</p> <p>・一般廃棄物については、毎年、市町村毎、種類毎の排出量等を把握している。産業廃棄物については、5年ごとの大規模な調査、それ以外の年の実態推計調査により、実態を把握している。それらについては、今年度行っている「宮城県廃棄物処理計画の中間見直し」の中で分析を加えておりその結果を踏まえて、重点プログラム等を設定し、事業等の整理などを行うとともに、現目標値の変更や補完的評価指標の設定などを検討する。</p>	

評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針  
政策整理番号 11 循環型社会の形成

政策番号	施策体系				県民満足度		評価原素			
	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(政策)		政策評価シート(A)		
						重視度	満足度	政策評価シート(A)	政策評価シート(A)の内容	
									満足度(施策)	優先度 (順位)
施策の 必要性	政策評価シート(C)		政策評価シート(C)の内容							
1-3-4 (続き)	2	2	廃棄物の資源化 によるリサイクル	産業廃棄物再生 利用率	B	1位	32.1%	大	適切	<p>【原関与・事業群設定：適切】本施策での県の役割は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援を行うことである。事業群は施策目的を実現するために必要な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】施策満足度は過去3回とも60点であり事業の有効性が認められる。しかし、政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は目標値に肉薄していることからある程度の有効性は認められるが、もう一方の「ごみのリサイクル率」は目標値から離れており有効とは言えない。一方、事業成果として「みやぎエコファクトリー」の指定が延べ4件、リサイクル製品の認定が平成11年度の制度開始以来全45社60製品(H16年度：新規11社14製品、更新4社5製品、再認定3社5製品)となっており、効果が現れつつある。</p> <p>【事業群の効率性：効率的】施策満足度、政策評価指標推移(達成はしていないが)、事業成果は施策の目指す方向に推移しており効率的と認められる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
				ごみのリサイクル 率	B				大	拡大
	3	3	廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物再生 利用率	B	2位	18.0%	大	適切	<p>【原関与・事業群設定：適切】本施策での県の役割は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援を行うことである。事業群は施策目的を実現するために必要な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性：有効】施策満足度は50・55・60と推移しており事業の有効性が認められる。しかし、政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は目標値に肉薄していることからある程度の有効性は認められるが、もう一方の「ごみのリサイクル率」は目標値から離れており有効とは言えない。一方、事業成果として「みやぎエコファクトリー」の指定が延べ4件、リサイクル製品の認定が平成11年度の制度開始以来全45社60製品(H16年度：新規11社14製品、更新4社5製品、再認定3社5製品)となっており、効果が現れつつある。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】施策満足度、政策評価指標推移(達成はしていないが)、事業成果は施策の目指す方向に推移しておりおおむね効率的と認められる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
				ごみのリサイクル 率	B				大	拡大
	4	4	資源循環に配慮した 企業活動の推進			5位	11.4%	大		
	5	5	県民や民間団体 等の自発的なリサイ クル活動の促進			3位	15.4%	大		
6	6	限りある資源の持 続的な利用			6位	11.0%	中			

**評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針**  
**政策整理番号 11 循環型社会の形成**

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>データを分析する限り、政策評価指標の「産業廃棄物の再生利用率」は頭打ちの状態と思われる。埋立処分率も7%程度と高いレベルを確保している。どの廃棄物をリサイクルすれば目標が達成できるのかを示す必要がある。</p> <p>なお、政策評価指標分析カードでは当該指標の難易度を「実現がかなり困難なチャレンジ型目標」としているが、実績値は目標値に肉薄しており見直しが必要ではないが。</p> <p>一般廃棄物のリサイクルについては、進んでいる仙台市とそれ以外の地域を分けて分類・解析し、それぞれの地域特性に応じた対策を講じるべきである。なお、目標値は年々一定の割合で上昇するが、実績とのかい離は広がる傾向であることを認識し見直す必要がある。</p>	<p>今年度行っている「宮城県廃棄物処理計画の中間見直し」の中で指摘のような現状分析を加えており、重点プログラム等を設定し、事業等の整理などを行うとともに、現目標値の変更や補完的評価指標の設定などを検討することとしており、現在、目標達成に向け「下水汚泥」、「建設廃棄物(がれき類・木くず)」、「食品廃棄物(動植物性残さを含む)」等の3R(発生抑制(Reduce)、再利用(Reuse)、再生利用(Recycle))に重点的に取り組むこととしている。</p> <p>全体的には、目標値に対して達成が困難と思料しているが、目標値に肉薄している「産業廃棄物の再生利用率」については、新たな目標値について検討している。</p> <p>一般廃棄物のリサイクルの促進についても、市町村がそれぞれの実情に応じて取り組んでおり、県としては、地域別の現状分析や取組の状況について、市町村とワークショップを通じて認識を共有するとともに、指導しており、今年度行っている「循環型社会形成推進計画」の策定作業の中で、解析、整理し、その結果を環境審議会への諮問やパブリックコメントの募集、ホームページ等を通じて公開すると共に、今後の計画策定や事業等により特性に応じ支援、指導していく。</p>	
4	<p>事業群は概して有効性が認められ評価できるが、中間処理施設や最終処分場での適正処理の把握や不法投棄の防止を図るための事業が見えない。</p> <p>建設廃棄物の再生利用率は98%と良い成果をあげているようであるが、実態について十分に調査把握する必要がある。特に、中間処理業者は苦勞しており十分な指導と支援をすべきである。</p> <p>政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は適当ではない。リサイクルされている廃棄物の環境汚染防止処理件数や、不法投棄防止事業等による成果がわかるような指標が望ましい。</p>	<p>適正処理の把握や不法投棄の防止を図るため、「産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業」により監視パトロールや指導を行っているほか、「産業廃棄物不法投棄監視強化事業」により、休日、早朝、夜間の監視の強化、ヘリコプターによる上空からの監視等を実施し、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応に努めている。</p> <p>また、「産業廃棄物処理システム健全化促進事業」により、GPS、インターネット等の先進情報技術を活用した廃棄物処理情報透明化の取組を検証し、廃棄物処理システムの健全化を促進する。</p> <p>産業廃棄物処理施設の維持管理状況を把握し、適切な指導を行うため、定期的に入立検査を実施している。</p> <p>再生利用等の実態については、次年度調査を検討しており、調査の結果等をもとに、中間処理業者等を含め指導・支援して行くこととしている。</p> <p>不法投棄防止事業等の成果を踏まえながら、新たな指標の設定について検討していく。</p>	